

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第12号）（都市計画局まち再生・創造推進室）

京都市空き家等対策協議会に専門委員及び部会を設置することができることとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市空き家等の活用, 適正管理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年 6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市空き家等の活用, 適正管理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市空き家等の活用, 適正管理等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第28条」に, 「第27条~第30条」を「第29条~第32条」に, 「第31条」を「第33条」に改める。

第31条第2号中「第29条第1項」を「第31条第1項」に改め, 同条を第33条とする。

第4章中第30条を第32条とし, 第27条から第29条までを2条ずつ繰り下げる。

第26条前段中「委員」の右に「(専門委員を含む。)」を加え, 第3章中同条を第28条とし, 第25条の次に次の2条を加える。

(専門委員)

第26条 協議会に, 専門の事項を調査させるため必要があるときは, 専門委員を置くことができる。

2 専門委員は, 学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから, 市長が委嘱する。

3 専門委員は, 専門の事項に関する調査が終了したときは, 解嘱されるものとする。

(部会)

第27条 協議会は, 専門の事項について調査し, 又は審議させるため必要があると認めるときは, 部会を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については, なお従前の例による。

(都市計画局まち再生・創造推進室)